書式調-02

受付印

調 停 申 立 書

事件番号 令和　　年調第　　号
（関連事件 令和　　年調第　　号）

あいち境界問題相談センター　御中

下記のとおり、紛争の解決を求めます。　　申立年月日 令和 3 年 10 月 1 日

申立てをされる方	申立人	〒441-36××　愛知県田原市〇〇町450番地1 フリガナ　ツ チ ダ　タ ロ ウ 氏名（会社名・代表者名）　土　田　太　郎　印 (TEL)0531-××-〇〇〇〇　(FAX) 0531-××-△△△△　(携帯)090-□□□□-◆◆◆◆
	□申立人 ☑補佐人 □代理人	〒441-36××　愛知県田原市〇〇町△△12番3 フリガナ　サカイトチカオクチョウサシジムショ　トチカオクチョウサシ　サカイ　テイイチ 氏名（会社名・代表者名） 境土地家屋調査士事務所 土地家屋調査士　境　定　一　印 (TEL)0531-××-〇〇〇1　(FAX) 0531-××-△△△2　(携帯)090-□□□□-◆◆◆◆
相手方	相手方のお名前	〒441-36××　愛知県田原市〇〇町450番地2 フリガナ　キ シ ダ　シ ゲ ゾ ウ 氏名（会社名・代表者名）　岸　田　茂　造 (TEL)0531-××-〇〇〇〇　(FAX) 0531-××-△△△△　(携帯)090-□□□□-◆◆◆◆
	相手方のお名前 □補佐人 □代理人	フリガナ 氏名（会社名・代表者名） (TEL)　(FAX)　(携帯)
	相手方のお名前	〒　住　所 フリガナ 氏名（会社名・代表者名） (TEL)　(FAX)　(携帯)

あいち境界問題相談センター

申立の趣旨	申立人所有の別紙物件目録1記載の土地と相手方所有の同目録2記載の土地との境界に関し ☑1．境界の位置を確認すること ☑2．境界確認の□立会／☑協議をすること ☑3．境界立会確認書に署名押印すること ☑4．確認された境界に境界標を設置すること ☑5．確認された境界から越境している物を撤去等すること について、適宜の調停を求めます。 （必要な項目の□にレを入れて下さい。）
申立の理由	**１．申立人と相手方の各土地所有** 申立人は別紙物件目録１記載の土地（以下、申立人土地という。）を、相手方は同目録２記載の土地（以下、相手方土地という。）をそれぞれ所有しています。 **２．両土地の相隣と境界の未確認** 申立人土地と相手方土地とは互いに相隣しており、両土地の境界（以下、本件境界という。）は確認（確定）されていません。 ☑**３．相手方の境界確認立会の不応諾等** 申立人は、相手方に対し、本件境界確認の□立会／☑協議／□立会確認書への署名を求めましたが、相手方は、□立会／☑協議／□署名に応じてもらえません。 （該当の□にレを入れて下さい。） ☑**４．境界標の設置** 本件境界が確認（確定）された場合、今後の紛争を避けるためにも、境界に境界標を設置することが必要です。 ☑**５．境界付近の構築物の撤去等** 本件境界付近には構築物が存在し、境界確認の結果によっては、「越境物」となることが予想されますから、その取扱について調整をする必要があります。 （３～５は、申立の趣旨に対応して、必要な項目の□にレを入れて下さい。） **６．本件申立の目的**（該当の□にレを入れて下さい。） □境界確認　□売買等　□相続　☑建物建築等 □その他（　　） **７．結論** よって、申立趣旨記載の通り、適宜の調停を求めます。
添付資料	①．登記事項証明書　２通　②．公図写　１通 ☑．現況図　１通　□．地積測量図 写　通 □．見取り図　通　□．案内図　通 □．住宅地図写　通　□．境界付近写真　枚 □．周辺写真　枚　□．事情説明書　通 （①②のほかは、提出するものの□にレを付けて下さい。）

あいち境界問題相談センター

物　　件　　目　　録

筆界不明の土地

1 所　在
　地　番
　地　目　地　積
　所有者

2 所　在
　地　番
　地　目　地　積
　所有者

（省略）

撤去を求める建物及び構築物

1　所　　在
　家屋番号
　種　　類
　構　　造
　床面積
　所有者

2　構築物の現況

（資料⑥参照）

（省略）

〔　概　略　図　〕

（資料⑥参照）

あいち境界問題相談センター

令和３年 10 月 25 日

愛知県土地家屋調査士会
あいち境界問題解決センター　御中

事件番号　　令和３年（調）第５５号
申 立 人　　土田　太郎
相 手 方　　岸田　茂造

回答書

〒 440-0814
愛知県豊橋市〇〇町▲▲▲
豊橋ホワイトビル３０１号室
天知法律事務所

相手方代理人　弁護士　天地（あまち）　守（まもる）　㊞

電話０５３２（〇〇）◆◆◆◆
FAX ０５３２（〇〇）◆◆◆◇

第１　申立ての趣旨に対する意見
１　申立人の請求は一切認めない。
２　申立書添付の別紙物件目録１及び２の土地の筆界及び所有権界は、申立書添付の確定測量図（資料④）中、ＣとＦを結ぶ直線であることを確認する。

第２　相手方の主張
１　別紙物件目録１記載の土地（以下「甲土地」という）は申立人所有であり、同２記載の土地（以下「乙土地」という）は相手方所有である。
２　乙土地上（確定測量図中、ＤとＥを結ぶ直線の西側）に、相手方の亡父岸田栄が平成１２年に杉の苗木を南北にわたって３本植栽したが、その際には申立人側からの異議などは一切出なかった。
３　根拠①（相手方も現在の筆界を永年にわたって容認してきた事実）
ところが、平成１７年夏ころになり、申立人の先代の亡徳蔵氏が相手方に対し、いきなり、相手方の杉の木が越境しているから、早く伐採しろと抗議してきた。
これに対し、相手方は、ずっと以前に杉の木を植えた際には何の文句も出ていなかったはずで、それを今頃になって何だ、と言い返すという口論があった。

亡徳蔵氏から一方的な言われ方をした相手方は、その１週間後、現在の場所（確定測量図中、ＣとＦを結ぶ直線上）にナイロンロープをつないだ木杭を合計６本、南北方向に埋設し、甲土地と乙土地との界標とした。

このロープと木杭設置についても、平成１７年夏以来、今般の調停申立てがなされるまでの永年にわたって、申立人側からは何らの異議も述べられることなく、平穏に年月が経過してきており、相手方は、申立人からの今般の突然の調停申立てに極めて困惑するとともに、多大なる迷惑と憤りを感じている。

４　根拠②（時効取得）

相手方は、平成１７年夏には、現在の場所（確定測量図中、ＣとＦを結ぶ直線上）にナイロンロープをつないだ木杭を合計６本、南北方向に埋設し、甲土地と乙土地との界標とし、同土地部分を善意、平穏かつ公然、無過失に占有してきた。

よって、相手方には遅くとも平成２７年夏には同土地部分について１０年の取得時効が完成している（民１６２）。

したがって、本書面により、相手方は時効取得の援用の意思表示（民１４５）をなす。

５　なお、相手方は所定の調停期日には出頭する用意があるので、適宜、第１回期日の日程調整をお願いする次第である。

（添付書類）

１　調停委任状　　１通

以上

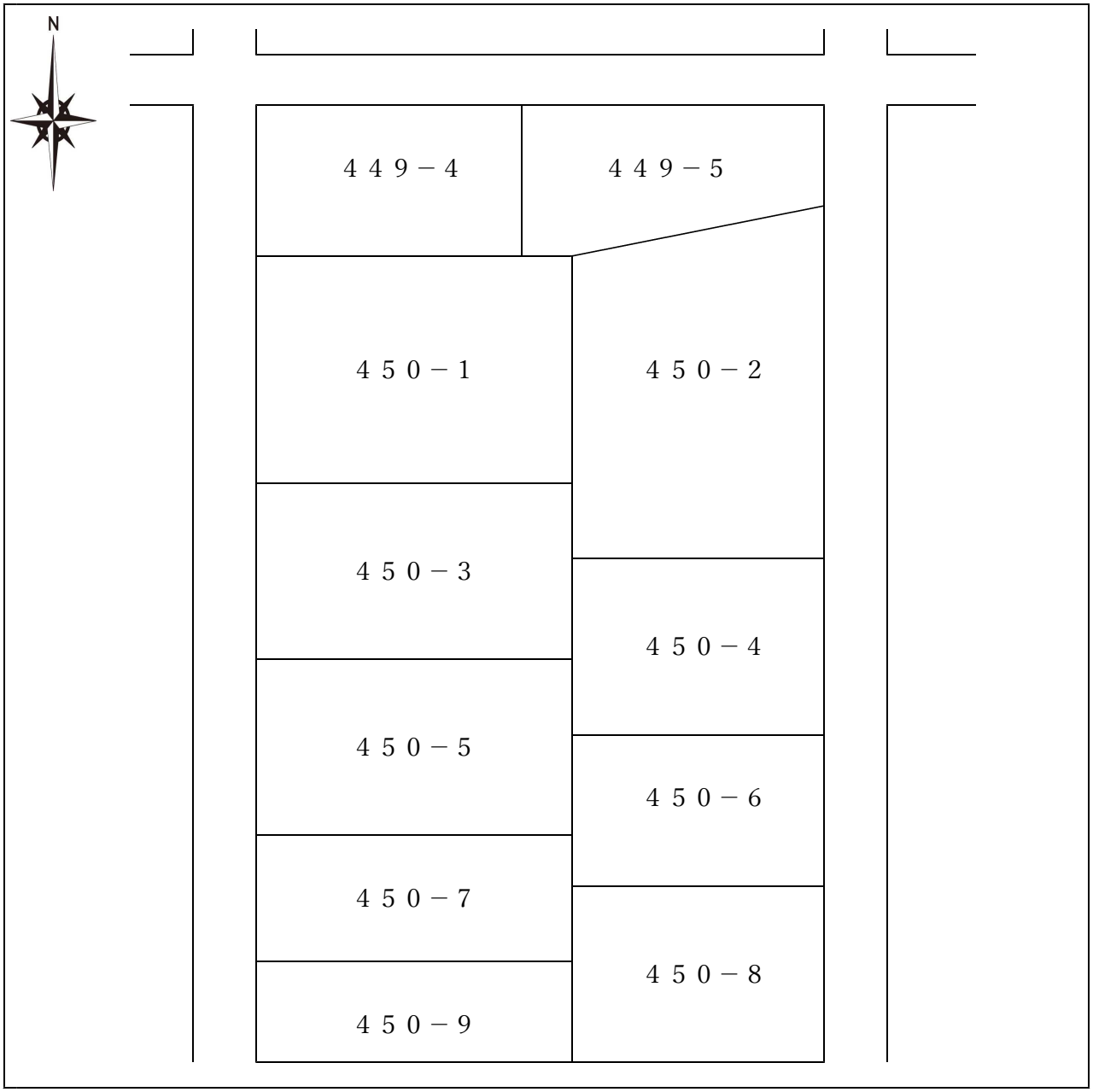

（注）地図に準ずる書面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

（略）

請求部分	所在	田原市○○町▲▲				地番	450番1
出力縮尺	1／1200	精度区分		分類		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日		備付年月日（原因）				補記事項	

これは地図に準ずる図面に記載されている内容を証明した書面である。

請求番号：○○－１
（1／1）

令和３年10月○日
名古屋法務局豊橋支局
登記官　□□　□

印

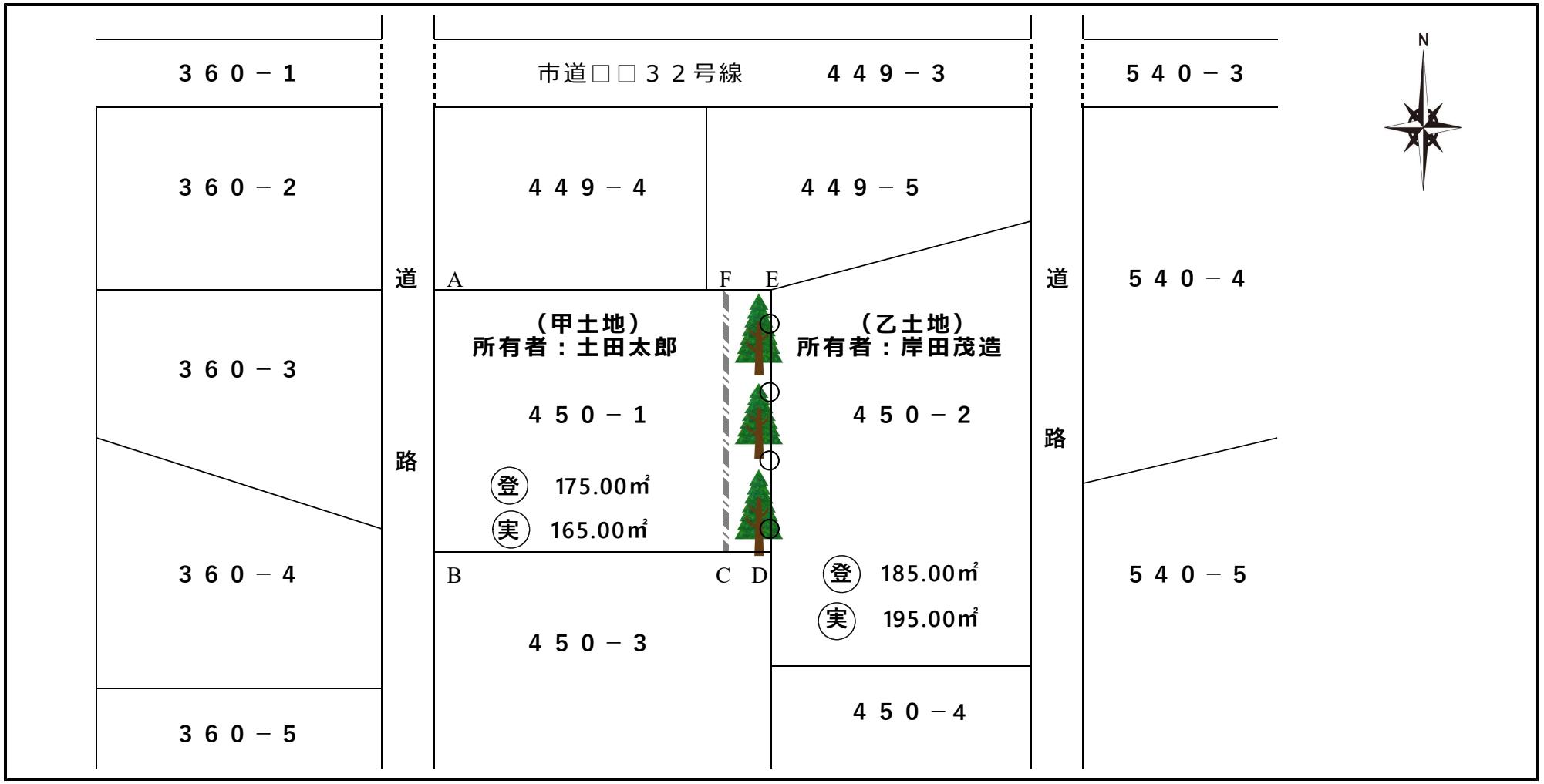

作成者	愛知県土地家屋調査士会会員　登録愛知第〇〇〇〇号 愛知県田原市〇〇町△△１２番３ 土地家屋調査士　境　定　一 TEL　０５３１（□□）×××１ FAX　０５３１（□□）×××２	所在	愛知県田原市〇〇町▲▲ ４５０番１ ４５０番２	図面名称	縮尺
				現況測量図	1／６００
		作成日	令和３年９月〇〇日		

事件番号　　令和３年（調）第５５号
申立人　　土田　太郎
相手方　　岸田　茂造

和 解 条 項

第１条　申立人と相手方は、別紙物件目録１および同２記載の各土地の筆界が、別紙現況測量図中、ＤとＥの各点を結ぶ直線であることを相互に確認する。

第２条　申立人と相手方は、令和４年２月末日限り、別紙現況測量図のＤ及びＥの各点に、コンクリート杭を埋設する。なお、埋設に要する費用は申立人、相手方双方にて各自２分の１ずつ負担する。

第３条　相手方は、別紙現況測量図中、ＣとＦの各点を結ぶ直線上に設置された相手方所有のナイロン製ロープ及びこれをつないだ木杭（合計５本）につき、令和４年２月末日限り、相手方の費用にて撤去する。

第４条　申立人と相手方は、別紙現況測量図中、C、D、E、Ｆの各点を直線で結んだ線分で囲まれた土地部分の所有権が申立人にあることを確認し、本日以後、相手方は同土地部分に不動産及び動産を築造・設置又は埋設し、植物等を植栽するなどしてはならない。

第５条　申立人は、相手方に対し、本件和解金として金３０万円の支払義務があることを認め、令和４年２月末日限り、申立人は、同金員を相手方名義の次の銀行口座に送金して支払う。但し、送金手数料は申立人の負担とする。
　愛知みなみ農業協同組合　田原支店
　普通貯金
　口座番号　００１２３４５
　名義人　　岸田茂造

第６条　相手方は、別紙現況測量図中、ＤとＥの各点を結ぶ直線付近に植栽されている相手方所有の杉の木（合計３本）の所有権を放棄し、申立人においてこれを任意に処分することに一切の異議を述べない。

第７条　本調停センターの調停成立費用を１１万円（税込）と定め、これを、申立人及び相手方にて各自５万５０００円ずつ負担して、本日、本調停センターに納付する。

第８条　その他、本和解条項に定めるほか、当事者間において筆界及び所有権界に関し何らの債権債務の存しないことを双方にて確認する。

以上

資料⑥

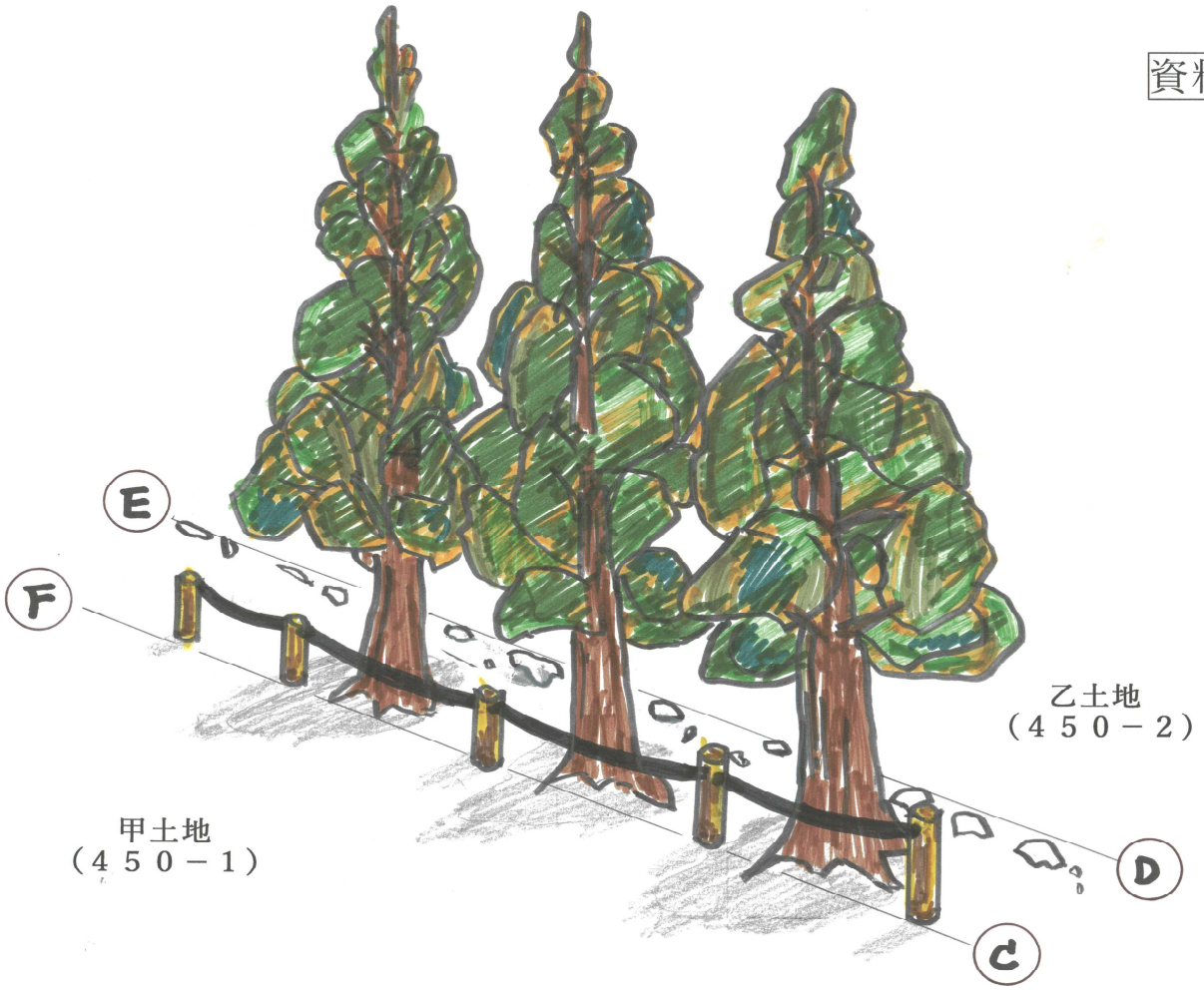

資料⑦（時系列表）

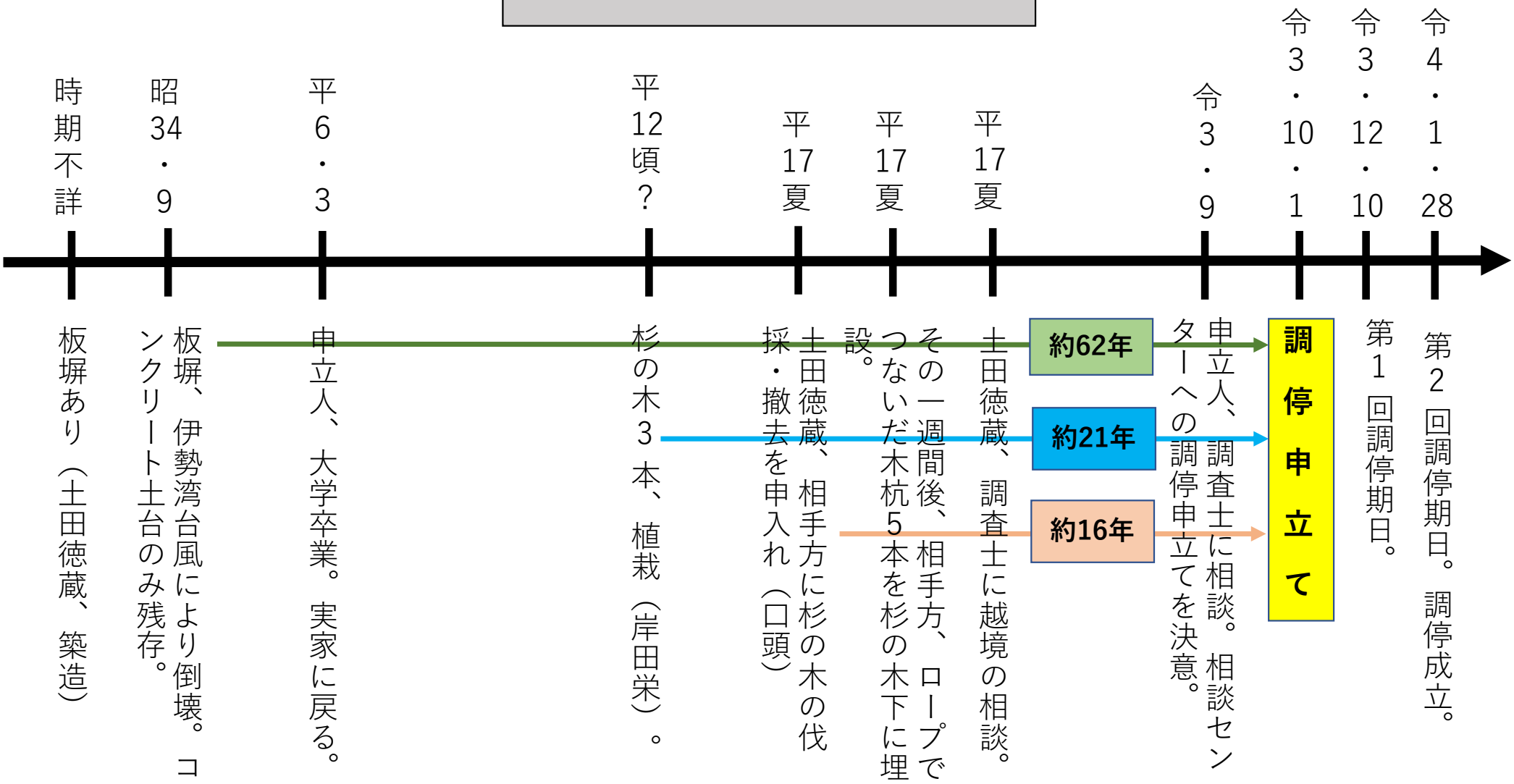
時期不詳
板塀あり（土田徳蔵、築造）
昭34・9
板塀、伊勢湾台風により倒壊。コンクリート土台のみ残存。
平6・3
申立人、大学卒業。実家に戻る。
平12頃？
杉の木3本、植栽（岸田栄）。
平17夏
土田徳蔵、相手方に杉の木の伐採・撤去を申入れ（口頭）
平17夏
その一週間後、相手方、ロープでつないだ木杭5本を杉の木下に埋設。
平17夏
土田徳蔵、調査士に越境の相談。
約62年
約21年
約16年
令3・9
申立人、調査士に相談。相談センターへの調停申立てを決意。
調停申立て
令3・10・1
令3・12・10
第1回調停期日。
令4・1・28
第2回調停期日。調停成立。